

<資 料>

## 研究会報告

# 「社会」に向かって伸びる中国の「労働」

—— 広東省の「源頭治理」(根源からのガバナンス)を事例として ——

張 暎 碩  
大 島 一 二 訳

本資料「「社会」に向かって伸びる中国の「労働」—広東省の「源頭治理」(根源からのガバナンス)を事例として—」は、2018年7月11日に開催された外国人研究者を囲む研究会で、本学客員研究員として在籍しておられた張暎碩教授（韓国聖公会大学）がされた研究報告をとりまとめたものである。原文は中国語で、大島が翻訳した。

### 目次

- 一、序論：なぜ広東なのか
- 二、いくつかの研究に値する問題
- 三、調査研究
- 四、結論：いくつかの思考に値する問題

## 一、序論：なぜ広東なのか

### 1. 頻発する労働争議と厳しい労働問題

2010年1月23日に、富士康（Foxconn, 訳者注：台湾の鴻海精密工業の中国現地法人）において最初の投身自殺が起こってから、2010年11月5日までに富士康においては14回もの投身自殺事件が起こった。

広東省南海市のホンダ自動車の部品工場でのストライキ（2010年5月17

---

キーワード：中国, 労働争議, ストライキ

日～6月4日)は、中国建国以来もっとも影響の大きかった事件である。中国の労働争議はこの南海市のホンダストライキから始まって、個別の労働争議が総体としての労働争議に転換し (Grey and Jang, 2015), 2010年5月～7月には100件以上のストライキが発生した。

2014年の「裕元」ストライキは、建国以来もっとも多数の労働者がストライキに参加したものであった。「裕元」の42,000人の全職員中、3万人もの職員がストライキに参加している。

「ストライキの常態化」という表現は、最近の広東省で、毎年「群衆性事件」が2,000～3,000件、「ストライキ」が250～300件発生していることに基づいている (元広東省総労働組合副主席の調査報告, 未発表, 2015年)。

## 2. 労働力供給不足問題：ルイスの転換点 (Lewis's Turning Point)

2003年以降、広東省では、労働力供給の不足問題に直面した。これについて中国の学術界では、いわゆる「ルイスの転換点 (Lewis's Turning Point)」問題を援用して論争が行われている。2012年の広東省の農村出身労働者数は2,677万人 (内、省外出身の農村出身労働者は1,649万人、広東省内出身者が1,028万人) に達した。2010年から5～7%の農村出身労働者が、春節 (旧正月) 後に都市に戻らなくなっているが、この結果、珠江デルタ地域では、毎年農村出身労働者が135～190万人減少したことになる。広東省の農村出身労働者の70%が深圳、東莞、広州、佛山、中山の5都市に分布している。

## 3. 産業構造の転換は新たな労働問題をもたらす

労働集約型産業が、しだいに先進的な製造業、サービス業、新型産業の急速な発展に代替されると、企業の撤退、合併、倒産等の一連の労働問題が発生する。

広東省の農村出身労働者の就業は、産業別にみると、第2次産業が55%、第3次産業が42%であり、業種別にみると、製造業37.5%、建設業12.7%、

卸売・小売業等の物流が13.8%である（元広東省総労働組合副主席の調査報告、未発表、2015年）。

#### 4. 「新しい労働者」

いわゆる「新世代農村出身労働者」あるいは「新しい労働者」は、徐々に産業の労働力と労働抵抗力の主力となりつつある。

#### 5. 広東省は中国において「先行的、パイロット的」な地域である。

広東省総労働組合は南海市の本田ストライキ以後、積極的に労働組合幹部選任のための直接選挙を進め、労働組合への職業幹部の雇用、「根源からのガバナンス」（「源頭治理」）等、一連の改革措置を実施した。広東省のいくつかの改革措置は中国のその他の省にも応用されている。

## 二、いくつかの研究に値する問題

1. 中国の労働問題は激化するのか？中国政府はどのように労働問題に介入するのか？こうした問いに対するいくつかの学術的観点

1) Silver (2003) : 「資本がどこに移転しても、労働の反抗はそこに現れる」  
資本家は資本蓄積の危機を克服するため、資本と生産の再配置を実施する。資本家は「生産」を労働者力量の脆弱な空間に移転させ、同時に本国において技術、製品、金融の調整を行う。生産の再配置を行う空間の中で、資本家はさらに多くの利潤の獲得のため、労働者を圧迫し、「底辺への競争」という現象が出現する。資本の移転に伴って、労働者の力量が脆弱な空間の中に膨大な数の労働者が出現し、労働者の資本に反抗する力量が与えられ、増強されていく。こうして、資本家は先進国で形成された社会共助を破壊するだけでなく、労働の消費化を深化させ、資本主義体制を合法的な危機に導くのである。

Silverのこうした見解については、Grey (2010) は誤りがあると指摘する。たとえば、「グローバル生産ネットワーク」に組み込まれている東アジア

アの諸国の中で、マレーシア、タイ、ベトナム、香港、シンガポール、台湾等においては広範囲の労働抵抗がなく、東アジアの中では韓国が例外である。また、「国家は産業のグローバル化の過程においてどんな作用をはたすのか?」という問題についての分析が欠如している。

そうであれば、どのように改革開放以来の中国の党と政府が、労働の領域でどんな作用を果たしてきたのか?という問題を考える必要がある。これについては、二つの代表的な観点がある。

2) 中国が推し進める新自由主義政策 (Harvey (2005), Hart-Landsberg (2011))

西側先進国が資本蓄積の危機に直面して、新自由主義政策を開始したころ、ちょうどまさにそのときに中国共産党は改革開放政策を推進してきた。西側国家の資本吸収のために、中国共産党は労働領域において一貫して「親資本」的政策を推進してきた。

3) 中国は必ずしも新自由主義政策を推進したのではなく、「非資本主義」政策を推進したのである (Arrigh, (2007))。

二つの概念を区別する必要がある。すなわち「財産の搾取を通じた資本蓄積」と「財産の搾取を通じない資本蓄積」の概念である。前者は西側先進国の発展方式であり、後者は中国の発展方式に代表される。

中国の国家性質を明らかにするためには、同一学派の内部でも大きな意見の相違があるため、現地での調査が必要になる。

### 三、調査研究

#### 1. 中央政府の政策の変化：調停→大調停→根源からのガバナンス

2015年3月21日中国共産党中央、国務院は連名で「労働関係において「和諧（調和）」を構築することに関する意見」を発表した。これは中国の中央がすでに労働政策について補充または修正を行っていることを示している。

1) 調停：1993年「労働争議調節仲裁法」

いわゆる「一調一裁両審」

2) 大調停

いわゆる「三調一裁両審」

しかし、調停人は不足している。2006年に専任調停人は約9800人、兼職調停人が14000人であり、同年の労働争議仲裁委員会が受理した案件はおおよそ502,084件に及んでいる（庄文嘉（2013））。

労働争議を解決する法律的な手続きは冗長複雑である。その結果、陳情、操業停止、ストライキ案件が増加している。

2010年には中央社会治安総合ガバナンス委員会が「労働争議矛盾を調査によって大調停する工作を切実に良好に行うことに関する意見」を表明している。

3) 「根源からのガバナンス」：2015年「労働関係の和諧（調和）を構築することに関する意見」

労働問題を社会管理の枠組みに組み込み、あわせて「根源からのガバナンス」を行うための工作メカニズムを普及する。

2012年広東省党委員会、広東省政府は連名の形式で、上述した文件「労働関係の「和諧」（調和）を構築することに関する意見」を発表した。

(1) 基本認識：「労働関係は生産関係の重要な構成部分であり、もっとも基本的で、もっとも重要な社会関係の一つである。労働関係を「和諧」（調和）できるか否かは、職員と企業の切実な利益に関与し、経済発展と社会的な和諧（調和）に影響を与える。」

(2) 工作体制とメカニズム：「党委員会の幹部を健全化し、政府が責任を持って、社会が協同し、企業と職員が参与し、法律的に工作体制を保障する。根源からのガバナンスを加速し、動態管理を実施し、応急措置を組み合わせた工作メカニズムを形成する。」

(3) 注意すべき内容：

①全面的に労働保障監察のネットワーク化とネットワーク管理を推し進める。

②大いに郷鎮（訳者注：農村の末端行政組織）・街道（訳者注：都市の末端行政組織），村（訳者注：農村の末端自治組織）・社区（訳者注：都市の末端自治組織）の法律に基づいた労働争議調停組織（大調停）を建設する。

③労働関係群衆性事件の予防と応急措置メカニズムを改善し，各級党委員会和政府は調和的な労働関係を建設するための幹部協調システムを建設しなければならない。

労働関係の情勢にたいする分析研究を強化し，労働関係群衆性争議の経常的な調査と動態観測予防警戒制度を確立することは，全党委員会幹部の指揮の下で政府が責任を負い，関係する部門，労働組合，企業が共同参与し，群衆性事件にたいする応急措置をとるメカニズムを組織する。各級政府は調和的な労働関係を現地の経済社会発展の計画のなかに盛り込み，政府が責任を持って評価する体制を構築しなければならない。

郷鎮（街道），村（社区）党の基層組織に，労働就業社会保障公共サービスを建設するための予算措置を講ずる。

企業の党組織，基層労働組合，共青团組織，企業代表組織の建設を強化する。地域性，業種性労働組合連合会と，県（市），郷鎮（街道），村（社区），工業園區等の労働組合組織の建設を深化させ，産業労働組合組織体系を構築する。

2. 広東省の「根源からのガバナンス」の方法（2015年から毎年調査が実施されている）

(1) 二つのネットワーク化（「網格化」と「ネットワーク化」）の具体化

「網格化」は都市の細分化された一区画を「格子（grid）」とし，これらの格子管理を系統的に行うことをさす。ネットワーク化はそれぞれの格子を集めた情報を，大規模データベースに集中させ，系統的に労働状況を管理する。たとえば，広州市政府は都市を21000の格子に分割し，20000人を「格子員」として各格子に配置した。そのほかに，広東省政府は労働監督検査人

員を街道（鎮）に派遣し、街道（鎮）から収集した情報を省政府労働監督検査部門に集約している。

(2) 大調停

(3) 予防と応急措置メカニズム、各級党委員会と政府は健全に調和した労働関係の幹部協調メカニズムを構築しなければならない。

広東省各級党委員会と政府は「総合陳情センター」を建設した。党委員会と政府機構、労働仲裁委員会、人民調停委員会、裁判所、労働組合などから構成される組織である。

(4) 基層における労働就業社会保障公共サービス組織建設：「政府がサービスを購入」

政府と「社会工作サービス組織」は契約を締結し、社会工作サービス組織のソーシャルワーカーがサービスを提供する。契約期間は3年で、毎年の経費はおよそ100万人民元である。この種のシステムは、香港の社会福祉専門家の紹介により、上海と広州で開始されたものである（羅観翠（2014））。

広州市：各街道にはすべて「家庭総合サービスセンター」が建設されている。

深圳市：各工作ステーション（社区：訳者注、街道より1級下の機構）には「社区サービスセンター」が建設されている。

このほか、広東省の各級労働組合も社会サービス機構の建設を開始した。この種の社会サービス機構は労働組合が雇用した「職業化された幹部」が労働者に各種のサービスを提供する。「職業化された幹部」は社会から招聘された労働組合幹部である。職業化された幹部は労働組合系統に属する人員であるが、しかし、定員外の人員である。2015年までに、広東省総労働組合が雇用した「職業化された幹部」は1000人に及び、その中で深圳市の総労働組合、広州市総労働組合、仏山市総労働組合に属している人員は、それぞれ400人、250人、200人である。

広州市海珠区総労働組合は、2015年に農村出身労働者が集住している地域に、「広州市海珠区鳳陽街道地域外出身労働者活動センター」を建設した。

広州市従化区総労働組合は、2014年に労働組合職員サービスセンターを建設し、街道（鎮、工業園区）に労働組合職員サービスステーションを建設し、企業に労働組合職員サービスステーションを普及させた。従化区総労働組合はすでに11の労働組合職員サービスステーションを建設した。2014年に明珠工業園に労働組合サービスステーションを建設し、労働組合から人員を派遣し、政府が派遣した人員と職員サービスステーションが雇用した人員（ソーシャルワーカー3名）から構成されている。専任職員は3名（すべて労働組合から派遣された人員）、兼任職員5名である。

(5) 地域性、業種性労働組合連合会等を推進する：「根源からのガバナンス」試験区

#### ①「根源からのガバナンス」試験区の経緯

広東省党委員会副書記兼政法委員会書記は、2013年12月に広東省総労働組合訪問時、まず労働争議の「根源からのガバナンス」の概念を提起した。深圳市総労働組合はこの概念を受け入れ、併せて2014年から労働者が集住している地域に「労働争議についての根源からのガバナンス試験区」を設立した。深圳市総労働組合は、まず3つの区の社区に、「労働争議についての根源からのガバナンス試験区」を設立した。この3つの区に居住する労働者数は全市の総労働者数の約3分の2に相当する。深圳市の労働争議の3分の2がこの3区で発生している。深圳市総労働組合幹部によれば、深圳市総労働組合の定員幹部は約300人前後である。深圳市には58の街道があり、各街道で労働組合の業務に従事する人員はわずか2名のみである（2016年1月調査）。

広東省総労働組合は、2016年10月に深圳市総労働組合の試験区を全省に普及した。筆者は2018年1月3日に深圳市総労働組合幹部のインタビューから、全国総労働組合が2017年10月に深圳市総労働組合の試験区の経験を全国に普及することを知った。あわせて、2018年下半年に深圳市で会議が招集される予定であるとのことであった。

#### ②深圳市総労働組合と試験区

深圳市総労働組合は、「労働争議にかんする根源からのガバナンス指導小組」を成立させ、この指導小組は深圳市総労働組合の関係する部門の責任者（副主席）、市・区・街道三級の労働組合幹部から構成されている。筆者は2016年1月の指導小組のインタビューの際に、2015年1年間の間に試験区の訪問客が200回に及んだことを知った。2016年1月の深圳市総労働組合幹部の訪問時には、深圳市総労働組合は450万円を試験区の運営費用として予算化したと説明された。

#### A. 宝安区福永街道和平区社区試験区

設立は2014年9月である。宝安区の労働管理人口は約350万人であり、その中の、地域外からの人口のなかで1980年代生まれと1990年代生まれの労働者が、それぞれ80%、70%を占めている。福永街道に居住する労働者は約100万人に達し、そのうち、和平社区に居住する労働者は9.82万人である。和平社区には794社の企業があり、その従業員数300人以上の企業数は44社である。

#### B. 宝安区龍華新区銀星高技工業園試験区

2014年9月設立。居住する労働者は1.48万人、企業数は156社である。

#### C. 龍崗区嶂背社区試験区

2015年2月設立。龍崗区の労働管理人口は約200万人であり、嶂背社区に居住する労働者は約2万人である。嶂背社区には335社の企業があり、大部分は労働集約型の企業である。従業員数25人以上の企業は161社、100人以上の企業は30社、500人以上の企業は3社、1000人以上の企業は1社である。

③試験区の具体的な運営：宝安区福永街道和平区社区試験区（訪問は2016年1月19日、2018年1月3日）

#### A. 職員

職員は11人で、深圳市総労働組合が雇用している「職業化幹部」は7名、街道派遣の職員が3名、社区派遣の職員が1名である。深圳市総労働組合に所属する「工人文化宮」と職業化幹部は3年間の労働契約を締結した。職業

化幹部の月給は、大学学部卒が約5000元、大学院修士課程卒で約5700元であり、毎月の生活費補助として1500元が支給されている。職業化幹部はいわゆる有名大学を卒業した職員が多いため、中国のメディアもこの試験区に注目している。たとえば、職業化幹部の中には清華大学と香港城市大学の修士課程卒業生も含まれている。

## B. 活動

試験区の活動の主要部分は組織化と教育である。第一は組織活動である。「和平区社会試験区労働組合連合会」を組織し、委員27名であり、委員会は社区工業弁公室主任（1名）、社区婦女連合会幹部（1名）、大型企業労働組合主席（14名）、中小企業労働組合主席（2名）、第一線の労働者（2名）、職業幹部（7名）から組織されている。委員長は社区工業弁公室であり、副委員長は職業化された幹部の中から1名が担当している。副委員長は日常工作に責任を負っている。（筆者の）2018年1月の当該機関の訪問時には、副委員長は広東省総労働組合委員に昇格していた。「職工の家」の設立は、面積約800平方メートル、職員の権利を保護し、教育と訓練、文化活動、労働者の組織化等を行っている。2016年1月の訪問時には、労働組合小組は136、職員協会は27、活動小組は99である（その中で、文化小組22、法律権利小組8、音楽・体育・美術小組は69である）。第二は教育活動である。「聚力計画」（外部専門家20～30人から組織される小組—企業の幹部と職員代表が参加—によるドイツの労使協調モデル）の普及である。7ヶ月の期間、当該計画に参加した企業は18企業、人員は1879人であった。

## 四、結論：いくつかの思考に値する問題

労働者が同一の社区の中に集中していることから、工場の問題は容易に社区の問題に転移する。よって、中国の党と政府は工場の労働問題に注目するだけでなく、社区そのものを問題解決の対象とするのである。

最近の労働運動と中国の国家が労働問題に介入する事態をどのように評価するのか？

(Chan and Hui, 2014) は、「労働者の主導性」が逐次「党と政府の主導性」に転換することを強調する。これは、「暴動から協調に至ることを通じて」から「党と政府主導の資本労働関係の協調」に向かうことである。

(Lyddon et al., 2015) は、労働者の非組織的行為を強調している。すでに労働組合は自発的なストライキに参加せず、また平和的ストライキを行っている。

国家の労働問題にたいする介入については以下の見解がある。「協調的権威主義」(Teets, 2013), 「福利主義の包容」(Howell, 2015), 「いわゆるコーポラティズムが、一種の文脈の偶然性にすぎない」(Wang, Fei and Song, 2015)。

広東省の労働組合はなぜ新しい改革措置を誠実に行うのか？自身の成績を考慮してなのか。職業精神によるものなのか。一部の労働組合内部の改革派によるものなのか。

中国の国家が労働問題に介入することは果たして有効なのか？労働者あるいは労働者の代表組織が国家の介入にどのように反応するのか？中国の労働問題を「involution (集約化)」と概括することはできるのか？それらは一定の条件の下で、中国の国家と労働者がそれぞれ自らできることを行っているのだが、しかし、有効で安定的な労働関係状態が形成できていない状態である。

### 【参考文献】

- Arrigh, Giovanni, 2007, *Adam Smith in Beijing*, Verso.
- Chan, Chris King-chi and Elaine Sio-leng Hui, 2014, "The Developing of Collective Bargaining in China: From 'Collective Bargaining by Riot' to 'Party State-led Wage Bargaining'", *The China Quarterly*, 217.
- Grey, Kevin and Youngseok Jang, 2015, "Labour Unrest in the Global Political Economy: The Case of Chin's 2010 strike wave", *New Political Economy*, 20(4).
- Hart-Landsberg, Martin, 2011, "Book Review: Adam Smith in Beijing", *Review of Political Economy*, 43.

- Harvey, David, 2005, *A Brief History of Neo-Liberalism*, Oxford University Press.
- Howell, 2015, "Shall we dance? Welfarist Incorporation and the Politics of State-Labour NGO Relation", *The China Quarterly*, 223.
- Grey, Kevin, 2010, "Labour and state in China's passive revolution", *Capital & Class*, 34.
- Lyddon, Dave, Xuebing Cao, Quan Meng and Jun Lu, 2015, "A strike of 'unorganised' workers in Chinese car factory: the Nanhai Honda events of 2010", *Industrial Relations Journal*, 46(2).
- Silver, 2003, *Forces of Labor*, Cambridge University Press
- Teet, Jessica, 2013, "Let Many Civil Society Bloom: The Rise of Consultative Authoritarianism in China", *The China Quarterly*, 213.
- Wang, Shizong, Di Fei and Chengcheng Song, 2015, "Characteristics of China's Nongovernmental Organizations: A Critical Review", *Journal of Chinese Political Science*, 20(4).
- Zhuang Wenjia and Feng Chen, 2015, "Mediate First: The Revival of Mediation in Labour Dispute in China", *The China Quarterly*, 222.
- 庄文嘉 (2013) 「“调解优先”能缓解集体性劳动争议吗?——基于 1999—2011 年省际面板数据的实证检验」『社会学研究』, 5。
- 羅觀翠 (2014) 『廣東社会工作發展報告』社会科学文献出版社。

(ちゃん・よんそく／韓国聖公会大学教授／2018年11月2日受理)

(おおしま・かずつぐ／経済学部教授)